

(2) 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(特別自由貿易地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1 第 号	所得基準額の計算	事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
				所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」)	5 円	6	
設立年月日	2 平 . .			軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	7		
				(5)と(6)のうち少ない金額	7		
				所得基準額 $(7) \times \frac{35}{100}$	8		
認定法人としての認定を受けた日	3 平 . .		特別控除額の計算 (1)が第3号の場合	(1) 第3号の場合 特 别 控 除 額 (8)	9		
事業種目	4			人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10		
				人件費基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11		
				特別控除額 (第3号に係る(8)と(11)のうち少ない金額)	12		

別表十（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額6」は、措置法令第36条第4項（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90第4項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。